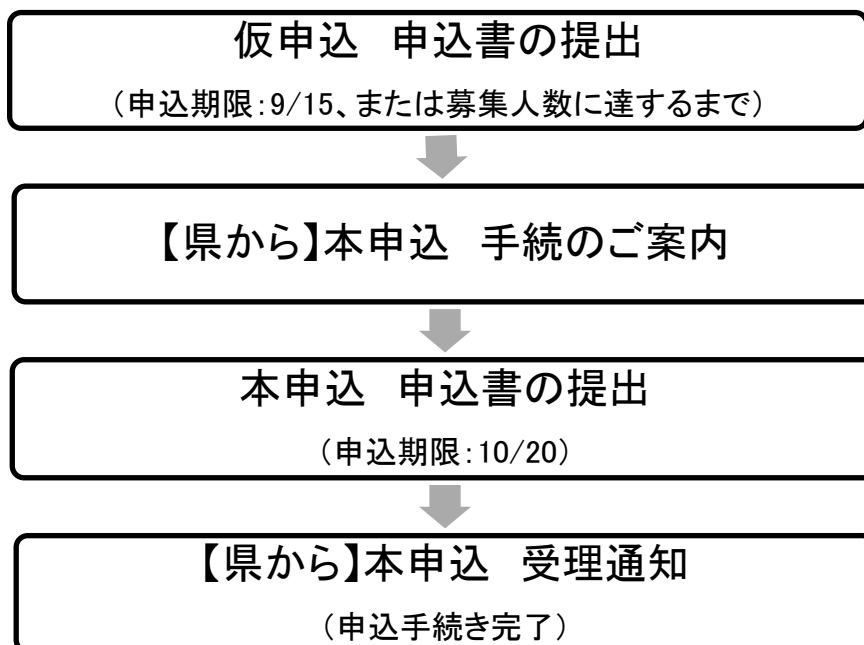


## 令和5年度山形県・山形市屋外広告物講習会申込手続について

### 1 手続きのフロー



### 2 仮申込

(1) 県ホームページより、「屋外広告物講習会受講申込書(仮申込)」をダウンロードし、記載例を参考に、申込書に必要事項を記載してください。

(※) その他、下記担当にお問合わせいただければ、申込書をお送りします。

(2) 申込期限までに、「屋外広告物講習会受講申込書(仮申込)」を下記担当へご提出ください。

① 申込期限 **令和5年9月15日(金)**(郵送の場合は当日消印有効)

(※) 仮申込みの状況により、申込期限前に受付を締切らせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

② 提出方法

郵送、FAX または電子メール

**【担当】** 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1  
山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり担当  
TEL:023-630-2660 FAX:023-630-2582  
E-Mail: [okugaikoukoku@pref.yamagata.jp](mailto:okugaikoukoku@pref.yamagata.jp)

(※) 電子メールによりご提出される場合は、件名に「(仮申込み)令和5年度屋外広告物講習会」と記載ください。

### 3 本申込

(1) 仮申込み締切り後、県担当から電子メールまたは郵送により、本申込書類等をお送りします。

(※) 電子メールの場合で、ドメイン「@pref.yamagata.jp」を拒否設定されていると、ご案内のメールが届きませんので、上記ドメインの拒否設定解除をお願いします。

(2) 本申込書に必要事項を記載し、4,000 円分の山形県収入証紙を貼付し、県担当まで申込書を郵送してください。(宛先は仮申込と同じです。)

### 4 本申込受理通知

県担当から電子メールにより申込受理通知をお送りし、申込完了となります。

### 5 注意事項

(1) 申込窓口について

当講習会の申込窓口は、山形県のみとなっております。

山形市では、申込書の提出及びお問合せについて、ご対応致しかねますので、ご注意ください。

(2) 山形県収入証紙について

- ① 山形県収入証紙は、県庁及び各総合支庁の売店、または最寄りの県証紙売りさばき所(県収入証紙を販売しているところ)でお求めください。
- ② 県外の事業者の方は県庁内売店から現金書留で購入することができます。

〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1

山形県庁売店 あて

(TEL:023-630-3011)

(「山形県収入証紙 4,000 円分購入希望」と明記し、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。)

③ 当県への各種申請等の手続きにおいて、誤って国の収入印紙を書類に貼付する事例が散見されます。

当講習会の申込において上記誤りが発見された場合、**申込書を受理できません**ので、ご承知おきください。

また、その場合、県では**返金手続き等についても一切ご対応致しかねますので**、お間違えの無いよう十分ご注意ください。

(3) 申込のキャンセルについて

- ① 申込のキャンセルについては、必ず**本申込書の提出前**にしてください。

② 本申込後のキャンセルについては、受講手数料の返金を含め、ご対応致しかねますので、予めご了承ください。

(4) その他注意事項

新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、受講申込をお断りするなどの場合がございます。

大変申し訳ありませんが、予めご了承くださいますよう、何卒お願いいたします。